

「福岡市プレコンセプションケアに関する
情報発信事業」業務委託
仕様書

令和7年5月

福岡市こども未来局こども健やか課

仕様書

1. 委託件名

福岡市プレコンセプションケアに関する情報発信事業

2. 目的

近年、女性のやせや肥満の増加、出産年齢の高齢化などから、リスクの高い出産が増加している。また、女性の社会進出が進む一方、妊娠・出産を考える時期になり初めて、不妊・不育等、妊娠・出産に関する問題に直面するという状況が生じている。その他、予期せぬ妊娠・出産、中絶、性感染症などが自身の健康や生活に及ぼす影響は大きく、妊娠・出産を希望しない場合でも、性や妊娠に関する正しい知識の理解は重要であり、知識の定着には、より早い時期からの性や妊娠に関する正しい知識の普及・啓発が必要である。

自身の体や性、妊娠・出産について正しい知識を得ることで、若い世代が自身の健康管理に取り組み、妊娠・出産を含めた幅広い選択肢を持った上で、将来のライフプランを描けるよう、プレコンセプションケア※（以下、「プレコン」という）に関する情報発信を行うもの。

※プレコンセプションケア：

妊娠（コンセプション）の計画の有無に関わらず、男女ともに早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務内容等

受注者は、上記目的を達成するために、発注者と十分に協議しながら、次の業務を行う。

(1) 講演会に関すること

①講演会の実施

対象者	福岡市内の大学に在籍する学生または企業に在籍する社員
内容	・プレコンについて（定義、必要性等） ・性に関する正しい知識と命の大切さについて ・将来に向けた健康づくりについて ・妊娠、出産を含めたライフプランニングについて 等 ※一方的な講義形式とならないよう、妊婦体験ジャケットや新生児人形等を用いた体験的要素を取り入れること。
時間	1～2時間程度
実施回数	20回以上 ※実施箇所数は20箇所以上とする。 ※うち1回は複数の大学や企業等、幅広く市民が受講できる形で実施するこ

	と。
受講者数	300名以上
講師	専門的な知見を踏まえ講演ができる者（助産師や医師が望ましい）
受講費用	無料とすること。
実施方法	・実施する大学及び企業は、受注者が確保すること。 ・会場や講演時間等は各大学や企業と協議の上で決定すること。
注意事項	・「プレコン」については、本市における定義と齟齬がないように周知すること。特に、ライフプランを考えるにあたり、妊娠・出産が前提のものであると捉えられないように注意すること。 ・講演内容や講師の決定については、発注者が運営する「福岡市プレコンセプションケアセンター（旧：福岡市不妊・不育専門相談センター）」と連携し、情報共有を図ること。

【提案を求める事項】

- ・実施回数及び受講者数を達成するための具体的な実施計画
- ・プレコンの重要性について理解し、行動変容を促すために効果的な講演内容及び講師
- ・男性からの関心を高めるために効果的な方策

② 受講者アンケートの実施

アンケート内容	・受講者の年齢、属性を把握するとともに、講演会の理解度や受講前後の意識の変化等を調査するアンケートを実施すること。 ・講演後は、希望者（対象者は女性、年齢不問）に対し、本市が実施している「プレコンセプションケア推進事業※」において配布しているクーポン券を発行するため、アンケートにおいて、発注者が提供する申請受付用の二次元コードを掲載すること。 ・アンケート内容については発注者と打合せの上、決定すること。
アンケート結果	結果を取りまとめ、内容を分析した上で、分析結果を発注者に提供するとともに、次回以降の講演会に反映し、実施内容の改善に努めること。

※「プレコンセプションケア推進事業」:

当年度 30 歳を迎える女性に対し、AMH 検査の受検及び結果説明に係る費用を助成するもの。

【提案を求める事項】

- ・講演会の理解を深め、行動変容を促すための効果的なアンケート項目
- ・アンケート結果を効率的に集計し、分析するための具体的な方策

③ 実績報告書の作成・提出

実績報告書	事業内容をテキスト・写真等を使って分かりやすくまとめた実績報告書を作成し、事業終了後速やかに提出すること。
-------	---

提出形式	<ul style="list-style-type: none"> ・紙1部及びWordまたはExcelデータで提出すること。 ・講義会場の様子を受注者が撮影した写真等を使用すること。
成果・課題の検討	内容には事業実施結果に加え、アンケート結果に基づく成果・課題の検討を行い、次年度以降に向けた提言を盛り込むこと。

④ 普及啓発の媒体作成

教材作成	講演内容の理解度向上及び受講後の行動変容促進を図るため、パンフレット等の教材を作成し、受講者に配布すること。
チラシ作成	講演会の周知を図るため、講演会の内容を分かりやすく記載したチラシを作成し、WordまたはExcelデータで納品すること。

【提案を求める事項】

- ・講演内容の理解度向上及び受講後の行動変容促進を図るために効果的な教材内容
- ・講演会の受け入れ数を増やすために効果的なチラシ内容及び啓発方法

(2) 普及啓発動画の制作・広報

① 制作

ターゲット	市内に在住、在勤または在学する10～30代の男女
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の趣旨に即した内容とすること。 ・医師等、専門家の監修を受けること。
用途	SNS等での配信及び本市HPへの掲載
形式	<p>○短編動画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分以内の動画を3本程度 ・主にスマートフォンでの視聴を想定した構成とし、無音でも内容が伝わるよう、テロップの挿入及び字幕データを作成すること。 ・動画の画面比率は9:16とし、解像度はフルハイビジョン(1080×1920)、フレームレートは30フレーム/秒とする。 <p>○長編動画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分～15分の動画を1本程度 ・画面比率は16:9とし、解像度はフルハイビジョン(1920×1080)、フレームレートは30フレーム/秒とする。
留意事項	<p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象の年代や性別に合わせて内容を検討すること。 ・契約後、動画制作開始前に発注者と打ち合わせをすること。 ・動画の校正は3回以上行い、配信前には1回以上映像チェックを行えるようにすること。校正や映像のチェックには、1週間以上の期間を設けること。 ・発注者と随時打合せしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・動画制作にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。 ・ユニバーサルデザイン及びダイバーシティの視点に留意すること。 <p>○短編動画 プレコンについて無知、無関心の方が関心を持てるような内容とすること。</p> <p>○長編動画 プレコンに関心を持つ方が視聴して理解を深められるような内容とすること。</p>
--	--

【提案を求める事項】

- ・短編動画について、プレコンについて無知、無関心の方が関心を持つために効果的な時間、内容
- ・長編動画について、プレコンに関心を持つ方が視聴して理解を深めるために効果的な時間、内容

② 広報

企画・実施	受注者は、5（2）①で制作した動画を使用し、SNS広告配信等により、ターゲットに対する効果的かつ効率的な広報を実施すること。
効果測定	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に広告の効果（視聴数やクリック数等）を検証し、必要に応じて改善策と併せて発注者へ報告するとともに、改善策を協議の上、実施すること。 ・契約後、広報計画書を提出し、発注者と打ち合わせをすること。 ・発注者と随時打合せをしながら、事業の趣旨・目的を十分に考慮し、業務を実施すること。 ・広告にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

【提案を求める事項】

- ・動画を効果的かつ効率的にターゲットに視聴してもらうための具体的な方策及び効果の測定方法

③ 納品物

動画データ	MP4形式
動画素材一覧表	PDF及びExcel
動画素材	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・制作した画像・映像データ ・制作した編集データ
広報関係	<ul style="list-style-type: none"> ・実施結果報告書 ・効果測定結果報告書

5 著作権等

- (1) 納品物の著作権その他関係法上の一切の権利は発注者に帰属するものとする。

- (2) 受注者は、納品物に係る著作権人格権を行使しないものとする。また、受注者は本委託における納品物の制作に関与したものについて、著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 発注者は納品物の一部について差替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、発注者又は受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (4) 発注者は、納品物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合に、受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) 上記(4)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (6) 受注者は、納品物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、納品物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。
- (8) 本業務の実施による成果物は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

6 その他留意事項

- (1) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けること。
- (3) 事業の趣旨・目的をしっかりと理解し、十分な品質の成果物を納品すること。
- (4) 実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。
- (5) 委託業務において知り得た市の情報等については、守秘義務を課すものとする。
- (6) 本事業の実施に伴い取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (7) 特定の商品の販売・販売のあっせん、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (8) 本事業は、こども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、会計検査院等の監査対象となった場合は協力すること。
- (9) 業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。
- (10) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (11) 特定の価値観を押しついたり、結婚や子どもを持つことへのプレッシャーを与えたりすることがないように配慮すること。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。